



# 山形県公報

平成27年11月27日（金）  
第2701号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………（県民文化課） ……1425

### 告 示

- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課） ……1426
- 同 ……（同） ……同
- 同 ……（同） ……同
- 県道の供用の開始……………（同） ……1427
- 同 ……（同） ……同
- 同 ……（同） ……同
- 土砂災害警戒区域の指定……………（砂防・災害対策課） ……同
- 同 ……（同） ……1428
- 同 ……（同） ……1429
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………（同） ……1431
- 同 ……（同） ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局） ……1432

### 人事委員会関係

#### 規 則

○山形県人事委員会規則 4－1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則……………1433

### 公 告

- 平成27年度自衛官候補生の募集……………（市 町 村 課） ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課） ……同

## 規 則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第64号

#### 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年8月県規則第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第30条の7第5項」を「第30条の11第1項」に、「他の都道府県知事（同法第30条の10第1項の規定により指定情報処理機関（同項に規定する指定情報処理機関をいう。以下同じ。）に行わせることとした場合にあっては、当該指定情報処理機関）」を「地方公共団体情報システム機構」に、「本人確認情報の」を「同法第30条の11第1項に規定する機構保存本人確認情報の」に、「第30条の8」を「第30条の15第1項」に、「本人確認情報を」を「同法第30条の15第1項に規定する都道府県知事保存本人確認情報を」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第980号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年11月27日から同年12月10日まで縦覧に供する。

平成27年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 最上鬼首線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡最上町大字黒澤字花立山国有林1039林班お小班から 同 まで	旧	5.0メートル } 5.0	メートル 54
同 上	新	6.8メートル } 5.0	同 上

### 山形県告示第981号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年11月27日から同年12月10日まで縦覧に供する。

平成27年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 最上西公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡最上町大字大堀字白山下450番から 同 大堀1354番まで	旧	9.7メートル } 6.0	メートル 50
同 上	新	9.7メートル } 6.0	同 上
同 上		40.5メートル } 7.5	同 上

### 山形県告示第982号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年11月27日から同年12月10日まで縦覧に供する。

平成27年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 新庄長沢尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡舟形町長沢字長沢山国有林2112林班り小班から 同	まで	旧	8.2メートル } 6.0	19メートル
同	上	新	8.2メートル } 6.0	同 上

**山形県告示第983号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年11月27日から同年12月10日まで縦覧に供する。

平成27年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 最上鬼首線
- 2 供用開始の区間 最上郡最上町大字黒澤字花立山国有林1039林班お小班から  
同 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年11月27日

**山形県告示第984号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年11月27日から同年12月10日まで縦覧に供する。

平成27年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 最上西公園線
- 2 供用開始の区間 最上郡最上町大字大堀字白山下450番から  
同 大堀1354番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年11月27日

**山形県告示第985号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年11月27日から同年12月10日まで縦覧に供する。

平成27年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 新庄長沢尾花沢線
- 2 供用開始の区間 最上郡舟形町長沢字長沢山国有林2112林班り小班から  
同 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年11月27日

**山形県告示第986号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
内山	別紙図面のとおり	地滑り
西又－1	別紙図面のとおり	地滑り
西又－2	別紙図面のとおり	地滑り
西又－3	別紙図面のとおり	地滑り

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第987号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
内町	別紙図面のとおり	土石流
滝ノ上2－1	別紙図面のとおり	地滑り
滝ノ上2－2	別紙図面のとおり	地滑り
滝ノ上2－3	別紙図面のとおり	地滑り
滝ノ上2－4	別紙図面のとおり	地滑り
下小又1－1	別紙図面のとおり	地滑り
下小又1－2	別紙図面のとおり	地滑り
東内山2－1	別紙図面のとおり	地滑り
東内山2－2	別紙図面のとおり	地滑り
東内山	別紙図面のとおり	地滑り
手倉山	別紙図面のとおり	地滑り
谷地－1	別紙図面のとおり	地滑り
谷地－2	別紙図面のとおり	地滑り
谷地－3	別紙図面のとおり	地滑り

谷地－4	別紙図面のとおり	地滑り
谷地－5	別紙図面のとおり	地滑り
谷地－6	別紙図面のとおり	地滑り
小国－1	別紙図面のとおり	地滑り
小国－2	別紙図面のとおり	地滑り
小国－3	別紙図面のとおり	地滑り
小国－4	別紙図面のとおり	地滑り
小国－5	別紙図面のとおり	地滑り
小国－6	別紙図面のとおり	地滑り
矢ノ沢－1	別紙図面のとおり	地滑り
矢ノ沢－2	別紙図面のとおり	地滑り
矢ノ沢－3	別紙図面のとおり	地滑り
山屋	別紙図面のとおり	地滑り
下小又山	別紙図面のとおり	地滑り
谷地ノ沢1－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
谷地ノ沢1－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
谷地ノ沢3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第988号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塩－1	別紙図面のとおり	地滑り
塩－2	別紙図面のとおり	地滑り

塩－3	別紙図面のとおり	地滑り
塩－4	別紙図面のとおり	地滑り
塩－5	別紙図面のとおり	地滑り
塩	別紙図面のとおり	地滑り
大谷地－1	別紙図面のとおり	地滑り
大谷地－2	別紙図面のとおり	地滑り
升玉－1	別紙図面のとおり	地滑り
升玉－2	別紙図面のとおり	地滑り
升玉－3	別紙図面のとおり	地滑り
升玉－4	別紙図面のとおり	地滑り
升玉－5	別紙図面のとおり	地滑り
上坂ノ上－1	別紙図面のとおり	地滑り
上坂ノ上－2	別紙図面のとおり	地滑り
里道山	別紙図面のとおり	地滑り
折渡	別紙図面のとおり	地滑り
滝の沢－1	別紙図面のとおり	地滑り
滝の沢－2	別紙図面のとおり	地滑り
滝の沢－3	別紙図面のとおり	地滑り
湯ノ台	別紙図面のとおり	地滑り
小松倉	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
白須賀	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
塩－1－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
塩－1－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
沼ノ台	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

日陰倉	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
金山1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
金山2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
金山3-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
金山3-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
升玉1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
升玉2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中野	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
赤松	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに大蔵村役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第989号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
内町	別紙図面のとおり	土石流
谷地ノ沢1-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
谷地ノ沢1-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
谷地ノ沢3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町役場において縦覧に供する。

#### 山形県告示第990号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小松倉	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
白須賀	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
塩-1-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
塩-1-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
沼ノ台	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
日陰倉	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
金山1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
金山2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
金山3-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
金山3-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
升玉1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
升玉2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中野	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
赤松	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに大蔵村役場において縦覧に供する。

**山形県告示第991号**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年11月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程**

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	「			を
	宮城野支店	仙台市若林区志波町18番19号	” ”	



〃	宮城野支店	仙台市若林区志波町18番19号	〃	〃
〃	荒井支店	〃 〃 荒井字梅ノ木110番地の1（52B-3L）	〃	〃

に改める。

**附 則**

この規程は、平成27年12月9日から施行する。

**人事委員会関係****規 則**

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月27日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

別表第4第1項に次の1号を加える。

(16) 管理栄養士

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**公 告**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成27年11月27日

山形県知事 吉村 美栄子

## 1 募集期間等

募集種目	募集期間	試験期日	試験の概要	試験場の位置	試験場の名称	採用時期
自衛官候補生 （男子）	平成27年11月30日（月）から平成28年1月22日（金）まで	平成28年1月31日（日）	筆記試験 適性検査 口述試験 身体検査	東根市	陸上自衛隊神町駐屯地	平成28年3月下旬又は4月上旬

## 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

## 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年11月27日

山形県知事 吉村 美栄子

## 1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格	公募戸数	区分	家賃				摘要			
					収入が104,000円以下の者	収入が104,000円を超え123,000円以下の者	収入が123,000円を超え139,000円以下の者	収入が139,000円を超え158,000円以下の者		収入が158,000円を超え186,000円以下の者	収入が186,000円を超え214,000円以下の者	
県営鈴川第二アパート3号	山形市鈴川町三丁目17-25	住宅形式 3K 1戸当たり 住戸専用 面積 44.4 平方メートル	1	一般用	12,100	14,000	16,000	18,100	20,200	20,200	3月分の家賃に相当する額	
同 4号	同 17-22	同	1	同	12,100	14,000	16,000	18,100	20,200	20,200		
同 5号	同 17-17	同	1	同	12,300	14,300	16,300	18,400	19,500	19,500		
同 五十鈴アパ一ト3号	同 大野目二丁目2-46	同	1	同	14,700	17,000	19,500	22,000	25,100	26,800		
同 馬見ヶ崎アパ一ト1号	同 円応寺町21-27	3DK	1	同	18,000	20,700	23,700	26,800	30,600	35,300		
同 深町アパ一ト1号	同 深町一丁目7-39	同	1	同	22,000	25,400	29,000	32,700	37,400	43,200		
同 きたまたちアパ一ト3号	同 桧町三丁目2-9	同	1	同	25,500	29,500	33,700	38,000	43,400	50,100		
同 土屋倉アパ一ト1号	同 山市美咲町二丁目3	同	1	同	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700		
同 2号	同	同	1	同	12,700	14,600	16,800	18,900	21,600	24,900		
同 長清水アパ一ト3号	同 長清水一丁目10-13	同	1	同	21,500	24,800	28,400	32,000	36,600	42,200		
同 天童駅西アパート1号	同 天童市駅西二丁目2-27	同	1	同	18,300	21,100	24,100	27,200	31,100	35,900		
同 2号	同 2-30	同	2	同	18,300	21,100	24,100	27,200	31,100	35,900		
同 芦沢アパ一ト	同 東村山郡山辺町大字山辺字芦沢2084-7	2DK	2	同	11,200	12,900	14,800	16,700	19,100	22,000		単身可
同 長崎アパ一ト	同 中山町大字長崎8035-205	3DK	1	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300		

同 左沢アパー ト	西村山郡大江町 大字藤田字藤田 原264-3	同	59.3	2	同	13,500	15,500	17,800	20,100	22,900	26,500	
同 東根中央ア パート1号(B)	東根市中央四丁 目3-2	同	62.6	1	同	18,800	21,700	24,900	28,100	32,100	37,000	
同 大石田アパ ート	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	1	同	14,600	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	
同 あげぼのア パート	同 丁 277-4	同	70.3	1	同	20,200	23,300	26,700	30,100	34,400	39,600	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成27年12月2日から同月8日まで（月曜日を除く。）（受付時間 午前10時から午後6時まで）（ただし、郵送の場合は、平成27年12月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成28年2月1日

平成27年11月27日印刷  
平成27年11月27日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056